



# 小矢部市新型コロナウイルス感染症対応資金 利子補給金について



## 対象者

「富山県新型コロナウイルス感染症対応資金」を受ける事業者で、当該融資に係る償還金の利子を支払う事業者かつ次に挙げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 緊急融資を受ける要件を具備していること。
- (2) 市内に主たる事業所又は営業所を有していること。
- (3) 市税を完納していること。

## 利子補給金の交付対象期間

第1回の利子支払日から1年間とする。

## 利子補給金の額

借入金融機関へ支払った利子の1/2の額とする。

## 申請の流れ

- 1 県の融資を受ける
- 2 1月31日までに市商工観光課へ下記書類を提出  
(1回目の利子支払い日から12月31日までの支払い分)
  - ・小矢部市新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付申請書兼請求書(第1号様式)
  - ・元金支払証明書(第2号様式)
- 3 市から補給金の振り込み

## 注意

1回目の利子補給額は1年未満の分となるため、4月以降の12回目の利子支払いが終了した時点で、再度、小矢部市新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付申請書兼請求書(第1号様式)、元金支払証明書(第2号様式)を提出する必要があります。



制度及び申請に関するお問い合わせは

小矢部市 商工観光課

TEL 0766-67-1760 (代表) FAX 0766-67-1567

お気軽にお問い合わせください!